

特定工場となる対象施設及び工場

施設の種類	内容
ばい煙発生施設	<p>大気汚染防止法による「ばい煙発生施設」のうち、</p> <p>①有害物質を発生させる施設(14種類※指定)を設置している工場。または</p> <p>②①以外の排出ガス量(湿り)が1万m³/時以上の工場</p> <p>※大防法令別表第1の9項(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。)・14～26項</p>
特定粉じん発生施設	<p>大気汚染防止法による「特定粉じん発生施設※」</p> <p>※大防法令別表第2の2に掲げる施設</p>
一般粉じん発生施設	<p>大気汚染防止法による「一般粉じん発生施設※」</p> <p>※大防法令別表第2に掲げる施設</p>
汚水等排出施設等	<p>水質汚濁防止法による「特定施設」中の「汚水等排出施設※1」のうち、</p> <p>①有害物質を排出する施設(32種類※2指定)を設置している工場。または</p> <p>②①以外の排出水量が1000m³/日(通常)以上の工場</p> <p>※1水濁法令別表第1第2号～59・61～63・63の3・64～66・71の5・71の6</p> <p>※2水濁法令別表第1第19号、22、23の2、24～29、31～34、37、41、43、46～48、50、51、53、58、61～63、63の3、64～66、71の5、71の6</p>
騒音発生施設	<p>①機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの)</p> <p>②鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマー)</p>
振動発生施設	<p>①液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のもの)</p> <p>②機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの)</p> <p>③鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマー)</p>
ダイオキシン類発生施設	<p>ダイオキシン類対策特別措置法による「特定施設」のうち、「ダイオキシン類発生施設」(18種類指定)を設置している工場。</p> <p>※DXN法施行令別表第1第1号～4号、別表第2第1号～14号</p>